3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
公正取引委員会	平成二十五年六月三十日までの間	八四〇人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	平成二十五年九月三十日までの間	七、七四〇人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一〇七人は、警察官の定員とする。
金融庁	平成二十五年六月三十日までの間	一、五五八人	
	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	一、五五四人	

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

総務省組織令及び年金記録確認第三者委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十二号

総務省組織令及び年金記録確認第三者委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第二項第一号中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を、「国民年金法」の下に「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を加え、同項第二号中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

附則第二十三条第一項中「、行政評価支局及び各行政評価事務所」を「及び行政評価支局」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（年金記録確認第三者委員会令の一部改正）

第二条　年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「東京行政評価事務所」を「関東管区行政評価局」に、「百人」を「百五十人」に、「関東管区行政評価局、中部管区行政評価局、近畿管区行政評価局及び神奈川行政評価事務所」を「中部管区行政評価局及び近畿管区行政評価局」に、「六十人」を「四十人」に改め、「に置かれる地方委員会のうち一の地方委員会並びに東北管区行政評価局、九州管区行政評価局、千葉行政評価事務所、新潟行政評価事務所、静岡行政評価事務所、京都行政評価事務所及び兵庫行政評価事務所」を削り、「四十人」を「三十人」に改める。

第八条第二項中「、行政評価支局又は各行政評価事務所」を「又は行政評価支局」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（年金記録確認地方第三者委員会の委員の任期に関する経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に置かれている年金記録確認地方第三者委員会のうち第一条の規定による改正後の総務省組織令附則第二十三条第一項の規定により施行日以降引き続き置かれるもの以外のものの委員である者の任期は、年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十三号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「掲げる事項」の下に「（同号ヘに掲げる事項にあっては、宇宙に関するものを除く。以下この項及び第三十五条第六号において同じ。）」を加え、「同項第四号」を「前項第四号」に改める。

第三十一条第三号中「薬物及び国際的な組織犯罪」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　薬物及び国際的な組織犯罪

ロ　宇宙に関する科学

第三十六条第一号ハ中「科学」の下に「（宇宙に関するものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三